

---

第五次  
三股町行政改革大綱

---

平成23年1月

宮崎県三股町

# 目 次

<b>第1章 改革の必要性</b> . . . . .	1
1. これまでの取り組み	
2. 社会情勢と本町の財政状況	
3. 改革継続の必要性	
<b>第2章 行政改革大綱と実施計画の役割分担</b> . . . . .	3
<b>第3章 基本方針</b> . . . . .	3
1. 改革の基本的な考え方	
2. 具体的取り組み	
(1) 住民の視点に立った行政運営	
(2) 効率的な行政運営	
(3) 健全な財政運営	
(4) 職員の意識改革と人材育成の推進	
<b>第4章 行財政改革の推進</b> . . . . .	5
1. 推進期間	
2. 進行管理	
<b>第5章 実施計画書</b> . . . . .	6
1. 住民の視点に立った行政運営	
(1) 情報公開の推進	
(2) 住民の参画と協働の推進	
(3) 元気なまちづくりの推進	
(4) 民間活力の導入	
2. 効率的な行政運営	
(1) 組織・機構の見直し	
(2) 定員、人事管理及び給与の適正化	
(3) 便利で分かりやすいサービスの提供	
(4) 行政手続等の簡素効率化	
(5) 事務事業の推進及び見直し・充実強化	
3. 健全な財政運営	
(1) 財政の健全化	
(2) 自主財源の確保	
(3) 歳出抑制に向けた事務事業の整理・合理化	
4. 職員の意識改革と人材育成の推進	
(1) 人材育成の推進・確保	
(2) 職員の意識改革	
(3) 公務員倫理の確立	

## はじめに

本町では、これまでも数次にわたり行政改革大綱を策定しながら、経費の節減だけでなく、住民サービスの向上に努め、簡素で効率的な行政運営を進めてきたところです。

平成 17 年 3 月には総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく「集中改革プラン」に沿って、組織・機構の簡素効率化や定員管理の適正化などの改革を加速化させ、効果を上げてきましたが、職員削減や補助金削減などによる、身近なサービスの希薄化などが行革のマイナス効果と感じられていることも事実であり、引き続き、充実した住民サービスの提供と効率的・効果的な町政運営の実現に向けての取り組みを進めていかなければなりません。

また、合併しないで単独町政を進めていくことを選択した本町においては、町民と行政との協働により、効率的かつ効果的な自治体経営を一層進め、自立性を高めて行くことが強く求められています。

そうした背景をもとに、平成 22 年度以降も高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織や、健全な行財政基盤の確立に向けて、新たな取り組みに着手するにあたり、基本方針や具体的な施策を「第五次三股町行政改革大綱」としてここにまとめました。



## 第1章 改革の必要性

### 1. これまでの取り組み

本町はこれまで、社会情勢の変革に伴い、昭和61年度を初年度とする第一次行政改革を皮切りに、二次、三次、四次と4回の行政改革を行いながら、時代に即応した行政運営に努めてきました。

区 分	実 施 期 間	改 革 の 概 要
第一次行政改革	昭和61年度～	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 組織・機構の簡素・合理化</li><li>・ 給与の適正化</li><li>・ 定員管理の適正化</li><li>・ 民間委託・O A化等事務改善の推進</li><li>・ 公民館等公共施設の設置及び管理運営の合理化</li></ul>
第二次行政改革	平成 7年度 ～ 平成10年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 時代に即応した組織・機構の見直し</li><li>・ 定員管理及び給与の適正化の推進</li><li>・ 行政の情報化の推進</li><li>・ 会館等公共施設の設置及び管理運営</li><li>・ 行政改革の進行管理</li></ul>
第三次行政改革	平成11年度 ～ 平成15年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 時代に即応した組織・機構の見直し</li><li>・ 定員管理及び給与の適正化</li><li>・ 行政の情報化推進</li><li>・ 公正の確保と透明性の向上</li><li>・ 会館等公共施設の設置及び管理運営</li><li>・ 公共工事関係</li><li>・ 行政改革大綱の進行管理</li></ul>
第四次行政改革	平成16年度 ～ 平成20年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 組織・機構の見直し</li><li>・ 定員管理及び給与の適正化</li><li>・ 健全な行政運営の確立</li><li>・ 行政の情報化推進</li><li>・ 住民参加の促進と開かれた町政の推進</li><li>・ 行政改革大綱の推進期間と進行管理</li></ul>

区 分	実 施 期 間	改 革 の 概 要
集中改革プラン	平成17年度 ～ 平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務・事業の再編・整理、廃止・統合</li> <li>・ 民間委託等の推進</li> <li>・ 組織・機構の見直し</li> <li>・ 定員管理及び給与の適正化</li> <li>・ 健全な行政運営の確立</li> <li>・ 行政の情報化推進</li> <li>・ 住民参加の促進と開かれた町政の推進</li> <li>・ 経費節減等の財政効果</li> </ul>

## 2. 社会情勢と本町の財政状況

現在の経済状況は、国と地方を合わせた累積債務残高が、主要先進国の中でも最悪の水準であるといわれています。さらに、100年に一度と言われる世界金融危機に伴い、極めて厳しい局面に立たされており、今後も低成長時代が続くものと予想されています。

本町におきましても税収減等が見込まれ、これまで以上に厳しい財政状況が予想されます。また、加速する少子高齢化や社会格差の広がりなど、公共サービスの需要は多種多様化しておりますが、そのすべてを行政が担うことが難しくなってきているのが現状です。

## 3. 改革継続の必要性

- ① このような厳しい財政状況の中で、本町が今後とも、住民に真に必要な行政サービスを提供しつづけ、活力ある町政を継続していくためには、時代の流れを的確に捉え、将来を見据えた地域経営が担えるよう、引き続き改革に取り組んでいく必要があります。
- ② 住民活動を担う団体の育成や活動を支援する仕組みを構築し、協働体制を確立するとともに、行政情報を積極的に公開することにより、公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

以上のことから、平成22年3月で推進期間が終了する現「三股町行政改革大綱（集中改革プラン）」での基本的な考え方や取り組みを引き継ぎ、さらなる努力を行い、時代に即した取り組みを進めていくうえでの新たな指針として、ここに「第五次行政改革大綱」として策定することとします。

## 第2章 行政改革大綱と実施計画の役割分担

本町の行政改革は、この行政改革大綱と、この大綱に掲げる行政改革の具体的な施策の取り組みをまとめた行政改革実施計画に基づいて行います。

大綱と実施計画の役割分担は次のとおりです。

	目 的	内 容	計画期間
大 綱	効率的な行政運営と財政の健全化を図るため、行政改革の基本方針を定めます。	重点的な取り組み事項とその基本方針を定めます。	平成22年度 ～ 平成26年度
実施計画	大綱に沿った行政改革の具体的な取り組みを定めます。	取り組むべき施策の内容と可能な限り数値目標を設定します。	平成22年度 ～ 平成26年度

## 第3章 基本方針

### 1. 改革の基本的な考え方

これまで、「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」「民間委託等の推進」「組織・機構の見直し」「定員管理及び給与の適正化」「健全な財政運営の確立」などの様々な行財政改革に取り組んできましたが、現在の厳しい経済状況など急激な環境の変化に対応するには、更なる取り組みも必要ですが、行政だけの取り組みにも限界があります。

今後は、町民、民間そして行政の役割分担への意識改革を進め、自分たちでできることは自分たちで取り組み、地域で取り組めることは地域で、地域で協力してもできないことは行政が取り組むといった「自助」「共助」「公助」を新たな基本理念として推進していきます。

また、効率的な行政経営及び健全な財政運営を確保し、質の高い行政サービスを提供し、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に迅速かつ的確に対応できる組織運営、組織機構の再構築および職員の意識改革を行います。

## 2. 具体的取り組み

### (1) 住民の視点に立った行政運営

- 1 住民に行政情報を積極的に提供します。
- 2 住民が積極的に行政に参画できるよう、また相互依存とならないように自主性・自立性を尊重し、お互いの立場や特性を正しく理解しながら、協力して課題解決を目指す協働によるまちづくりを推進します。
- 3 これまでの住民自治を見直し、それぞれの役割を明確にし、住民と行政が共に考え行動する「協働」を基本とした、住民主役のまちづくりを推進します。
- 4 民間の経営理念や手法をできる限り取り入れ、限られた人員と経費で最大限の効果を生む行政運営を行います。

### (2) 効率的な行政運営

- 1 新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確に対応する組織運営を目指します。
- 2 社会情勢を見極めながら、定員管理の適正化と給与制度の適正な運用を行います。
- 3 来庁者の適切な対応、要望・意見等への迅速な処理を行うため、事務の簡素化や処理時間の短縮を図るなど、窓口改善・サービス向上を行います。
- 4 高度情報化が進む中、行政事務においても事務処理の更なる効率化・迅速化が求められるため、個人情報保護に配慮しながら、各種申請・届出手続きのオンライン化の整備を行うなど、電子自治体の構築を図りながら、あらゆる事務事業の見直しや充実強化を行います。

### (3) 健全な財政運営

- 1 財政基盤の強化に努めます。
- 2 町税等の収納率の向上や使用料等の受益者負担の適正化などによって自主財源を確保し、中長期的な視点に立った健全な財政運営を推進します。
- 3 安定的な歳入確保と経費節減による歳出削減を実施します。

### (4) 職員の意識改革と人材育成の推進

- 1 職員資質の向上を図るための研修等により、多様化・高度化する住民ニーズに即応できる人材の育成を行います。
- 2 公務員倫理の確立や法令遵守を徹底するとともに、職員一人ひとりが柔軟な発想と明確なコスト意識をもって職務を遂行することやそれぞれの職員が地域の行事等に積極的に参加することにより意識改革を推進します。

## 第4章 行政改革の推進

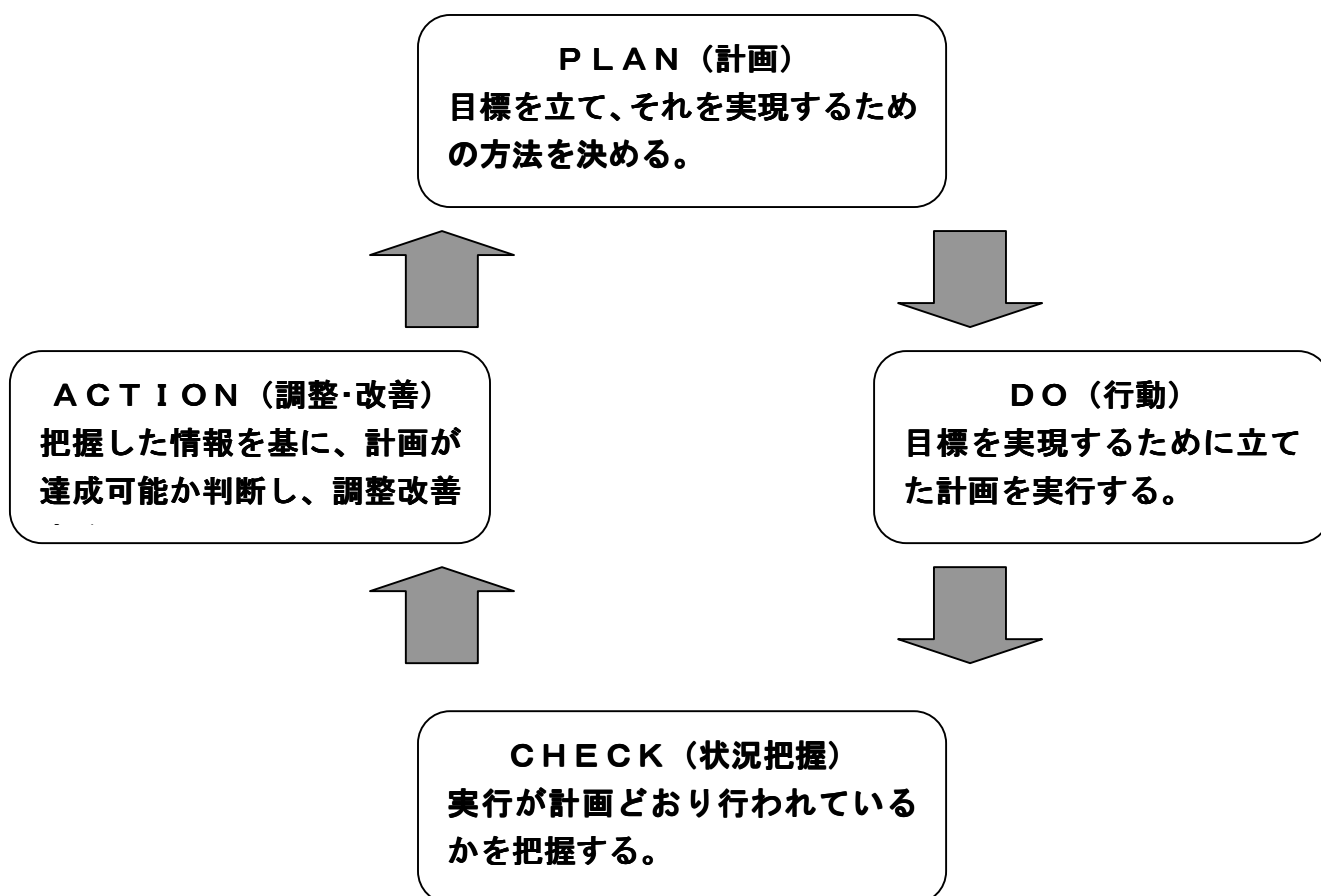
### 1. 推進期間

平成22年度から平成26年度までの5ヵ年とします

### 2. 進行管理

行政改革大綱の進行管理は、町長を本部長とする三股町行政改革推進本部で行います。また、町民の意見を反映させるためにその進捗状況を町広報やホームページ等を通じて公表します。

また、PDCAサイクルにより着実な推進を行います。





## 第5章 実施計画

### 1 住民の視点に立った行政運営

#### (1) 情報公開の推進

1	町政情報の積極的公開
2	ホームページ等の充実による行政の透明性の確保
3	情報公開制度の推進

#### (2) 住民の参画と協働の推進

4	パブリックコメント制度の積極的活用
5	各種委員会への女性委員等の積極的登用
6	審議会・委員会等の委員公募・会議の公開
7	外部評価制度の導入

#### (3) 元気なまちづくりの推進

8	協働のまちづくり制度の確立
9	地域コミュニティの強化

#### (4) 民間活力の導入

10	指定管理者制度の効果検証・拡充
11	民間委託の推進

### 2 効率的な行政運営

#### (1) 組織・機構の見直し

12	効果的な組織機構の確立
13	課局横断的な業務推進体制の整備
14	土地開発公社のあり方の検討

#### (2) 定員、人事管理及び給与の適正化

15	給与制度の適正運用
16	適正な定員、人員管理の実施（職員・委託職員数の公表）
17	各種手当の抜本的見直し

#### (3) 便利で分かりやすいサービスの提供

18	昼休み窓口の実施
19	窓口時間の延長
20	総合窓口の検討
21	窓口業務のマニュアル化

#### (4) 行政手続等の簡素効率化

22	公共施設予約の検討
23	各種申請書等のホームページの掲載
24	事務決裁規程の見直し

(5) 事務事業の推進及び見直し・充実強化

25	事務事業評価の実施
26	電子自治体の推進
27	入札制度の見直し
28	積極的な権限移譲への取り組み
29	監査機能の強化
30	法制機能の強化
31	個人情報の保護

3 健全な財政運営

(1) 財政の健全化

32	財政健全化の推進
----	----------

(2) 自主財源の確保

33	町税等徴収対策強化
34	ふるさと納税制度の広報
35	町広報等への有料広告掲載
36	公有財産の計画的処分

(3) 歳出抑制に向けた事務事業の整理・合理化

37	補助金の見直し・縮減
38	旅費(費用弁償を含む)の見直し
39	庁舎維持管理経費の見直し
40	使用料および手数料等の見直し

4 職員の意識改革と人材育成の推進

(1) 人材育成の推進、確保

41	人材育成の推進
42	人事交流の推進
43	職員研修制度の充実

(2) 職員の意識改革

44	職員提案制度の実施(「職員一人一人提案」事業)
45	町内行事への積極的参加

(3) 公務員倫理の確立

46	法令遵守の徹底
47	公益通報制度の充実強化